

議案第五十七号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十六年九月十四日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成五年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

杉並区立荻窪北第三自転車駐車場

杉並区天沼三丁目三〇番四〇号

別表第二中

二	杉並区立西荻窪東自転車
山北第二自転車、	山北第二自転車、
杉並区立下井草南自転車	杉並区立下井草南自転車
駐並区及び杉並区立下井草南自転車	駐並区及び杉並区立下井草南自転車
草北第一自転車	草北第一自転車

を

二	杉並区立西荻窪東自転車
山北第二自転車、	山北第二自転車、
杉並区立下井草南自転車	杉並区立下井草南自転車
駐並区及び杉並区立下井草南自転車	駐並区及び杉並区立下井草南自転車
草北第一自転車	草北第一自転車
杉並区立荻窪北第三自転車	杉並区立荻窪北第三自転車

に

改める。

附 則

1 この条例は、平成十七年一月四日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第一に規定する杉並区立荻窪北第三自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

荻窪北第三自転車駐車場を設置する等の必要がある。